

目的 令和6年1月に発生した能登半島地震においては、人命救助やライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保のための道路啓開の重要性が再認識され、これを踏まえ、令和7年に道路法を改正し、道路啓開計画が法定化された。
四国において、南海トラフ地震による大規模な災害が発生した場合における緊急輸送の確保を図るため、道路法第22条の3に定める道路啓開計画を策定し、関係機関との連携・協力により、道路啓開の実効性のある計画とすることを目的とする。

計画の概要

1.対象とする災害

- ・ 四国地域における最大規模の地震である「南海トラフ地震」を対象
- ・ 想定する地域は、津波浸水想定区域内(30cm 以上)に災害対策の拠点が存在する地域

2.道路啓開の目標

- ①広域支援ルート
- ②救命救急活動ルート
…発災から概ね24時間以内
- ③被災地内ルート
…発災から概ね72時間以内

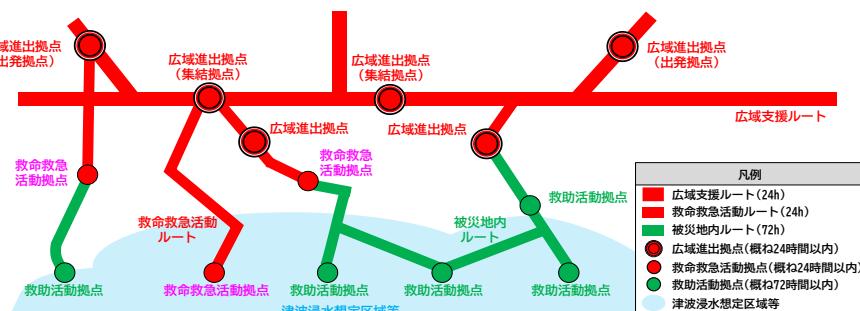


図1 四国における道路啓開ルートのイメージ

3.優先的に道路啓開を実施する路線・区間

防災拠点の設定:

- ・ 災害時に人命救助・物資の輸送拠点等で機能する拠点施設について、各県の地域防災計画を踏まえ防災拠点に設定(表1)

啓開候補路線の考え方:

- ・ 表2の考え方に基づき、ルートの役割・機能に応じて「広域支援ルート」「救命救急活動ルート」「被災地内ルート」の3つに分類して設定

表1 拠点の考え方

種別	拠点の役割	拠点の機能	主な設定拠点名	啓開目標
広域進出拠点	災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点	・広域的な防災機能を有する防災拠点 ・広域的な部隊の一次参集(受け入れ)、物資輸送機能を有する広域防災拠点など	・南部健康運動公園 ・小松中央公園 ・室戸広域公園 等	概ね24時間以内
救命救急活動拠点	地域の実状に応じたより重要度の高い救助活動拠点	・被災地で救命救急等の災害対応に必要な機能を有し、地域の実状に応じた重要度の高い活動拠点	・市役所・町役場(支所含む) ・警察 ・消防 ・病院・医療機関 等	
救助活動拠点	各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う拠点	・被災地で救助等の災害対応に必要な機能を有する活動拠点	・市役所・町役場(支所含む) ・警察・消防 ・病院・医療機関 ・燃料備蓄基地 等	概ね72時間以内

表2 啓開候補路線の考え方

種別	啓開路線の役割	啓開目標
広域支援ルート	各部隊等の広域的な移動のため、広域進出拠点を連絡するルート	概ね24時間以内
救命救急活動ルート	人命救助に係る救命救急活動拠点に移動するためのルート	
被災地内ルート	甚大な地震・津波被害等が想定される地域内のルート	概ね72時間以内

海路・空路を活用したアクセスルートの確保

- ・ 自衛隊や関係機関と調整するとともに、発災後は現地状況を踏まえ被災地への進出方法を決定

4.道路啓開の方法

道路啓開作業:

- ・ 各道路管理者は、被災状況の点検開始と同時に、「啓開ルート」の決定後、直ちに「四国おうぎ(扇)作戦」が遂行可能となるよう、必要な人員・資機材を確保

道路啓開の手順(タイムライン):

- ・ 南海トラフ地震の大規模災害発生後、道路管理者及び関係機関が、「誰が・どのタイミングで・何をを行うか」を把握しておくことにより、連携した実効性の高い道路啓開を実現

管理区分を超えた道路啓開の実施:

- ・ 発災直後の円滑な道路啓開に向けて、道路法22条の3に基づき、国が本来道路管理者に代わって道路啓開を行うことができる路線・区間(「直轄啓開予定道路」)を設定

道路啓開を実施する建設業者等:

- ・ あらかじめ道路啓開を担う建設業者等を設定するとともに、発災後は、国、各県及び各県建設業協会との大規模災害発生時の道路啓開に関する協定に基づく建設業者等の協力のもと実施

5.資機材の備蓄・調達

- ・ 被災想定として、橋梁段差、路上のガレキ、電柱の倒壊、斜面崩壊、路上車両を対象とし被災量を算出
- ・ 上記に対し、必要な資機材量を算出し、資機材等の備蓄量と比較。不足する場合は広域支援等の対応を整理
- ・ 各県と各県石油商業組合との災害時における燃料等の調達に関する協定に基づく燃料調達体制を整理

6.実践的な訓練

- ・ 道路啓開の実効性を高めるため、道路管理者のほか、自衛隊、警察、消防、災害協定企業、ライフライン事業者、地方公共団体の関係部局、技術系NPO等が参加し、具体的行動の習熟及び連携の確認・強化を図るため、具体的な訓練計画を策定

7.情報収集・伝達

- ・ 災害発生時に関係機関と円滑に連携を図るため、情報連絡体制図を作成
- ・ ライフラインに関する被害情報については、別途連絡調整会議等を開催し、情報の収集や共有を行い、道路啓開路線の調整を実施

8.その他

- ・ 道路啓開計画は5年に1回の見直しを行うことを基本とし、必要な対応の充実を図る
- ・ 啓開ルート沿線の「道の駅」の位置を地図上に整理するとともに、防災機能の現状等を整理し、「道の駅」の防災機能の向上について検討
- ・ 四国地域の道路ネットワークの課題等について整理
- ・ 地震・津波発生後に大雨や台風が加わる複合災害を想定し、被災シナリオを設定
- ・ 原子力災害における避難ルートと道路啓開ルートを重ね合わせたルート図を作成し複合災害時の優先啓開ルートの関係者間の調整を図るとともに、現地作業の実施や中止等の情報収集・伝達体制を構築

令和7年8月28日

令和7年度 第1回 四国道路啓開協議会 開催



令和7年9月25日

令和7年度 第2回 四国道路啓開協議会 [書面開催] 協議会規約一部改正



ワーキンググループで実務的な検討を実施

令和8年1月29日
(今回)

令和7年度 第3回 四国道路啓開協議会 [書面開催] 中間報告



ワーキンググループ等で道路啓開計画(案)の確認

令和8年3月下旬

令和7年度 第4回 四国道路啓開協議会

改正道路法に基づく 四国広域道路啓開計画【地震・津波編】 策定・公表

令和8年度

各県単位 道路啓開計画法定協議会 設立



各県単位 道路啓開計画 策定・公表